

(保 238)

平成 30 年 11 月 29 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

「保険者番号等の設定について」及び
「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」について、高額療養費制度上の「特定疾病給付対象療養」に位置づけられるよう、厚生労働省より「肝がん・重度肝硬変治療研究事業実施要綱」が改正された旨通知されたことにつきましては、平成 30 年 10 月 22 日付(健 II 143)にて、都道府県医師会担当理事あてにご連絡申し上げたところであります。

本改正は、B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変に関する医療保険各法又は高齢者の医療確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者(所得制限: 年収約 370 万円未満を対象)について、肝がん・重度肝硬変の入院医療を受け、過去 1 年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に 3 月以上の場合に、4 月目以降に高額療養費の限度額を超えた月にかかる医療費に対し、公費負担が行われ、自己負担月額は 1 万円となるもので、平成 30 年 12 月診療分より実施されるものであります。

この改正に伴い、今般、「保険者番号等の設定について」の一部が改正され、法別番号「38」は、「肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給」となります。

また、併せて「診療報酬請求書等の記載要領等について」につきましても、一部改正が行われ、提示された「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証」の適用区分に応じ、特記事項欄に「29 区エ」又は「30 区オ」を記載することとなります。

さらに、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による公費負担医療において、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合には、適用区分に応じ、特記事項欄に「34 多エ」又は「35 多オ」を記載することとなります。

なお、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象は、入院のみであるため、医科・歯科の入院外の診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書に記載する必要はありません。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 「保険者番号等の設定について」の一部改正について

(平 30.11.26 保発 1126 第 3 号 厚生労働省保険局長)

2. 「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

(平 30.11.26 保医発 1126 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官)

保 発 1126 第 3 号
平成 30 年 11 月 26 日

都 道 府 県 知 事

殿

地方厚生（支）局長

厚 生 労 働 省 保 險 局 長
(公 印 省 略)

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

標記については、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 376 号）及び健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 393 号）が告示され、同年 12 月 1 日より適用されることに伴い、別紙のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

「保険者番号等の設定について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 45 号・府保発第 34 号)
の一部改正について

1 2 の(24)の次に(25)として次のように加える。

(25) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給

公費負担者番号については、平成 30 年 11 月 9 日健発 1109 第 7 号通知によるものとすること。

2 別表 1 の(3)を次のように改める。

	区分	法別番号
公 費 負 担 医 療	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	<ul style="list-style-type: none"> ・結核患者の適正医療（法第37条の2関係） ・結核患者の入院（法第37条関係）
	生活保護法による医療扶助（法第15条関係）	1 2
	戦傷病者特別援護法による	<ul style="list-style-type: none"> ・療養の給付（法第10条関係） ・更生医療（法第20条関係）
	障害者総合支援法による	<ul style="list-style-type: none"> ・更生医療（法第5条関係） ・育成医療（法第5条関係）
	児童福祉法による	<ul style="list-style-type: none"> ・療育の給付（法第20条関係）
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による	<ul style="list-style-type: none"> ・認定疾病医療（法第10条関係） ・一般疾病医療費（法第18条関係）
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による	<ul style="list-style-type: none"> ・措置入院（法第29条関係）
	障害者総合支援法による	<ul style="list-style-type: none"> ・精神通院医療（法第5条関係）
	麻薬及び向精神薬取締法による入院措置（法第58条の8関係）	2 2
	母子保健法による養育医療（法第20条関係）	2 3
	障害者総合支援法による療養介護医療（法第70条関係）及び基準該当療養介護医療（法第71条関係）	2 4
	肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給	3 8
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	<ul style="list-style-type: none"> ・一類感染症等の患者の入院（法第37条関係） ・新感染症の患者の入院（法第37条関係）
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の実施に係る医療の給付（法第81条関係）	3 0

制 度	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）	25
	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費	51
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援（法第19条の2関係）	52
	児童福祉法の措置等に係る医療の給付	53
	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療（法第5条関係）	54
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による定期検査費及び母子感染防止医療費の支給（法第12条第1項及び第13条第1項関係）	62
	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給（法第4条関係）	66
	児童福祉法による肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29関係）及び障害児入所医療（法第24条の20関係）	79

保医発 1126 第 4 号
平成 30 年 11 月 26 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 376 号）及び健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 393 号）が告示され、平成 30 年 12 月 1 日から適用されるところである。

これに伴い、昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号厚生労働省保険局長通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」（以下「記載要領通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、同日から適用することとする。

なお、告示及び記載要領通知の主な改正内容は下記のとおりであるので、その取扱いに遗漏のないよう、関係者に周知徹底を図られたい。

記

1 告示の主な改正内容

今般、平成 30 年 12 月診療分より、平成 30 年 6 月 27 日健発 0627 第 1 号厚生労働省健康局

長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」に基づき、以下のとおり告示を改正する。

- (1) B型肝炎又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療に対し、公費負担医療として、患者の自己負担額を1万円まで助成する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（以下「本事業」という。）による公費負担医療を担当する保険医療機関が、本事業による公費負担医療に関し費用を請求しようとするときに、電子情報処理組織又は光ディスク等を用いた請求により行うものとするため、「平成三十年六月二十七日健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給」を、新たに追加する。（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件）
- (2) 本事業が開始されることに伴い、特定疾病給付対象療養として、「平成三十年六月二十七日健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給」を、新たに追加する。（健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件）

2 記載要領通知の主な改正内容

(1) 特記事項欄への記載について

1の告示改正に伴い、提示された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の適用区分に応じ、特記事項欄に「29区エ」又は「30区オ」を記載することとする。

また、本事業による公費負担医療において、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合には、適用区分に応じ、特記事項欄に「34多エ」又は「35多オ」を記載することとする。

なお、本事業の対象は入院のみであるため、医科・歯科の入院外の診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書に記載する必要はない。

(2) 法別番号及び制度の略称表について

ア 別添2「保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領」の別表1「法別番号及び制度の略称表」の(3)の区分を「肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給」に変更する。

イ 上記の法別番号を「38」とする。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)
の一部改正について

別紙 1 の II 及び別紙 2 別添 2 別表 1 を次の表のように改正する。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別紙 1			別紙 1		
II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領			II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領		
第 3 診療報酬明細書の記載要領（様式第 2）			第 3 診療報酬明細書の記載要領（様式第 2）		
2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項			2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項		
(13) 「特記事項」欄について 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。			(13) 「特記事項」欄について 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。		
29	区工	70 歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額 26 万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円以下）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（エ））が提示された場合 ② 「標準報酬月額 26 万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円以下）の世帯」の適用区分（エ）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、	29	区工	70 歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額 26 万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円以下）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（エ））が提示された場合 ② 「標準報酬月額 26 万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円以下）の世帯」の適用区分（エ）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又

		<p><u>小児慢性特定疾病医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証</u>が提示された場合（特記事項「34」に該当する場合を除く。）</p> <p>70歳以上で以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「標準報酬月額 26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 145万円未満）の世帯」の高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証（一部負担金の割合（2割）又は（1割））の提示のみの場合 ② 「標準報酬月額 26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証、<u>特定疾患医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証</u>が提示された場合（特記事項「34」に該当する場合を除く。） 		<p><u>は小児慢性特定疾病医療受給者証</u>が提示された場合（特記事項「34」に該当する場合を除く。）</p> <p>70歳以上で以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「標準報酬月額 26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 145万円未満）の世帯」の高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証（一部負担金の割合（2割）又は（1割））の提示のみの場合 ② 「標準報酬月額 26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証<u>又は特定疾患医療受給者証</u>が提示された場合（特記事項「34」に該当する場合を除く。） 	
30	区才	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合	30	区才	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合

		<p>① 「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分（才））が提示された場合</p> <p>② 「低所得者の世帯」の適用区分（才）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は<u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証</u>が提示された場合（特記事項「35」に該当する場合を除く。）</p> <p>70歳以上で以下のいずれかに該当する場合</p> <p>① 「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（I又はII））が提示された場合</p> <p>② 「低所得者の世帯」の適用区分（I又はII）の記載のある特定医療費受給者証、<u>特定疾患医療受給者証</u>又は<u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証</u>が提示された場合</p>		<p>① 「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分（才））が提示された場合</p> <p>② 「低所得者の世帯」の適用区分（才）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は<u>小児慢性特定疾病医療受給者証</u>が提示された場合（特記事項「35」に該当する場合を除く。）</p> <p>70歳以上で以下のいずれかに該当する場合</p> <p>① 「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（I又はII））が提示された場合</p> <p>② 「低所得者の世帯」の適用区分（I又はII）の記載のある特定医療費受給者証又は<u>特定疾患医療受給者証</u>が提示された場合</p>	
3 1	多ア	以下のいずれかに該当する場合 ① 70歳未満で「標準報酬月額 83	3 1	多ア	以下のいずれかに該当する場合 ① 70歳未満で「標準報酬月額 83

	<p>万円以上（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 901 万円超）の世帯」の適用区分（ア）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療、特定疾患治療研究事業、<u>小児慢性特定疾病医療支援又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業</u>に係る公費負担医療（入院に限る。）の自院における高額療養費の支給が直近 12 か月間において 4 月目以上である場合（以下「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。ただし、<u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業</u>については、特記事項「3 4」及び同「3 5」に限る。）</p> <p>② 70 歳以上で「標準報酬月額 83 万以上（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 690 万円以上）の世帯」の適用区分（VI）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定</p>		<p>万円以上（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 901 万円超）の世帯」の適用区分（ア）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療、特定疾患治療研究事業又は<u>小児慢性特定疾病医療支援</u>に係る公費負担医療（入院に限る。）の自院における高額療養費の支給が直近 12 か月間において 4 月目以上である場合（以下「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。）</p> <p>② 70 歳以上で「標準報酬月額 83 万以上（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 690 万円以上）の世帯」の適用区分（VI）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定</p>
--	---	--	--

		疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾患医療支援を除く。）		疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾患医療支援を除く。）
3 4	多工	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>① 70歳未満で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分（工）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、<u>小児慢性特定疾患医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証</u>が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合</p> <p>② 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証、<u>特定疾患医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証</u>が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾患医療支援を除く。）</p>	3 4	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>① 70歳未満で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分（工）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証<u>又は小児慢性特定疾患医療受給者証</u>が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合</p> <p>② 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証<u>又は特定疾患医療受給者証</u>が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾患医療支援を除く。）</p>

		く。)
35	多才	70歳未満で「低所得者の世帯」の適用区分（才）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、 <u>小児慢性特定疾病医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証</u> が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合

35	多才	70歳未満で「低所得者の世帯」の適用区分（才）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証 <u>又は小児慢性特定疾病医療受給者証</u> が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合

(21) 「療養の給付」欄について

ウ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証にあっては、適用区分に所得区分の記載があるものに限

(21) 「療養の給付」欄について

ウ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、及び小児慢性特定疾病医療受給者証にあっては、適用区分に所得区分の記載があるものに限る。）の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものに限る。）及び後期高齢者医療

る。) の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものに限る。) 及び後期高齢者医療に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(26) その他

フ 70歳未満の場合であって、「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(エ)であるもの)が提示された場合又は「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下)の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証(適用区分が(エ)であるもの)が提示された場合(特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く。)、又は70歳以上の場合であって、「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(2割)又は(1割))の提示のみの場合

に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(26) その他

フ 70歳未満の場合であって、「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(エ)であるもの)が提示された場合又は「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下)の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証(適用区分が(エ)であるもの)が提示された場合(特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く。)、又は70歳以上の場合であって、「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(2割)又は(1割))の提示のみの場合又は「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及

又は「標準報酬月額 26 万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 145 万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く。）を除く）には、「特記事項」欄に「区工」と記載すること。

ヘ 70 歳未満の場合であって、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（才）であるもの）が提示された場合又は「低所得者の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（適用区分が（才）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く。）、又は 70 歳以上の場合であって、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（Ⅰ又はⅡ））が提示された場合又は「低所得者の世帯」の適用区分（Ⅰ又はⅡ）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若

び後期高齢者医療にあっては課税所得 145 万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く。）を除く）には、「特記事項」欄に「区工」と記載すること。

ヘ 70 歳未満の場合であって、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（才）であるもの）が提示された場合又は「低所得者の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（適用区分が（才）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く。）、又は 70 歳以上の場合であって、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（Ⅰ又はⅡ））が提示された場合又は「低所得者の世帯」の適用区分（Ⅰ又はⅡ）の記載のある特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証が提示された場合には、「特記事項」欄に「区

しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合には、「特記事項」欄に「区才」と記載すること。

ム 70歳未満において「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上において「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く。）には、「特記事項」欄に「多エ」と記載すること。

メ 70歳未満において「低所得者の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療

オ」と記載すること。

ム 70歳未満において「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上において「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く。）には、「特記事項」欄に「多エ」と記載すること。

メ 70歳未満において「低所得者の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医

受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合には、「特記事項」欄に「多才」と記載すること。

III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

- 第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第3）
- 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
- (36) その他

ネ 70歳未満の場合であって、「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（工）であるもの）が提示された場合又は「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（適用区分が（工）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く。）、又は70歳以上の場合であつ

療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合には、「特記事項」欄に「多才」と記載すること。

III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

- 第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第3）
- 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
- (36) その他

ネ 70歳未満の場合であって、「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（工）であるもの）が提示された場合又は「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（適用区分が（工）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く。）、又は70歳以上の場合であって、「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後

て、「標準報酬月額 26 万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 145 万円未満）の世帯」の高齢者受給証若しくは後期高齢者医療被保険者証（一部負担金の割合（2割）又は（1割））の提示のみの場合又は「標準報酬月額 26 万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 145 万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く。）を除く）には、「特記事項」欄に「区エ」と記載すること。

ノ 70 歳未満の場合であって、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（オ）であるもの）が提示された場合又は「低所得者の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（適用区分が（オ）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く。）、又は 70 歳以上の場合であって、「低所得者の世

期高齢者医療にあっては課税所得 145 万円未満）の世帯」の高齢者受給証若しくは後期高齢者医療被保険者証（一部負担金の割合（2割）又は（1割））の提示のみの場合又は「標準報酬月額 26 万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 145 万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く。）を除く）には、「特記事項」欄に「区エ」と記載すること。

ノ 70 歳未満の場合であって、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（オ）であるもの）が提示された場合又は「低所得者の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（適用区分が（オ）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く。）、又は 70 歳以上の場合であって、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負

「世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（Ⅰ又はⅡ））が提示された場合又は「低所得者の世帯」の適用区分（Ⅰ又はⅡ）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合には、「特記事項」欄に「区才」と記載すること。

ヘ 70歳未満において「標準報酬月額 26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は 70歳以上において「標準報酬月額 26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く。）には、「特記事項」欄に「多エ」と記載すること。

担額減額認定証（適用区分が（Ⅰ又はⅡ））が提示された場合又は「低所得者の世帯」の適用区分（Ⅰ又はⅡ）の記載のある特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証が提示された場合には、「特記事項」欄に「区才」と記載すること。

ヘ 70歳未満において「標準報酬月額 26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は 70歳以上において「標準報酬月額 26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く。）には、「特記事項」欄に「多エ」と記載すること。

と。

ホ 70歳未満において「低所得者の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合には、「特記事項」欄に「多才」と記載すること。

別紙2

別添2

別表1

法別番号及び制度の略称表

(3)

区分	法別 番号	制度の 略称
<u>肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給</u>	3 8	—

ホ 70歳未満において「低所得者の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合には、「特記事項」欄に「多才」と記載すること。

別紙2

別添2

別表1

法別番号及び制度の略称表

(3)

区分	法別 番号	制度の 略称
<u>肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付</u>	3 8	—